



## つばき時事通信

NO.29

## 高橋司法書士事務所

認定司法書士 高橋弘孝

〒132-0003 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2F

TEL03-5664-2332 (代表)・03-6310-1878

FAX03-6323-4839

URL <http://www.takahasi-office.com/>

季夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

### ちょっと一休みコラム

実は、数年前のことですが、私在家内と健康のため散歩してたところ、道のど真ん中を綺麗な濃い緑の芋虫を見つけ出し、多少弱っている様子が伺えたのと車にいつ踏まれるかと思い、家につれて帰り、土と草を敷き詰めた小さな古い金魚鉢に入れて保護することにしました。「子供の時の記憶だけど、あれは多分アゲハ蝶だな。育つまで面倒見て、我が家から飛び立ってもらおう。きっと美しい蝶になるよ。」などと言いつつ、毎日、少量の霧吹きで鉢の内部の湿気を保ちつつ、様子を見てました。と、ある日金魚鉢の蓋を開けて中の様子を見てみたら、さなぎが見当たりません。あれっ、と思いつつ蓋

の裏を見たら、身の毛もよだつ様なグロテスクな巨大な蛾がくっついていて、まさかと思っていたら顔に向かって来たので、思わず大声を張って逃げましたが、それは彼？なりのお礼だったのかなと今は思っています。

ところで、蛾と蝶の境界は意外と曖昧なことが、調べてわかりました。気分的にはちょっと妙な気がしませんか？

高橋事務所 石川

業務及び生活におけるちょっとした疑問点について皆様にお届けします。

〔後見の問題：保佐開始と預金取引〕

### 事案の概要

X（原告）は、金融機関Y（被告）に預金口座を開設し（以下「本件口座」という）、預金取引を継続してきた。

Xは平成9年頃から通院し、心因性反応症、解離性健忘症と診断され、平成12年に〇〇市から傷害等級2級の認定を受けた。

平成19年4月初旬、Xの子Zが〇〇家庭裁判所にXの保佐開始の審判の申立をした。同年4月末、Xの勤務先から本件口座に退職金1,800万円が振り込まれた。同年5月30日、〇〇家裁はXについて保佐を開始し、かつ、保佐人としてZを選任する審判をし、同年6月21日に同審判は確定した。

Xは、Zが管理していたXのキャッシュカードを無断で持出し、ATMを利用して、平成19年6月7日から平成20年5月20日までの間に約425万円の払い出しを受け、費消した。

Xは、上記払い戻しが保佐人の同意を要する元本の領収にあたり、Zの同意無くされたものであるとして、Yに取消しの意思表示をした。

つまり、同額の預金債権が存在するものとして、その返還を求めたのである。

このようなXの請求に対して、Yは、Yの預金規定において、預金者について成年後見・保佐・補助（以下「成年後見等」という）が開始された場合には、Yに届け出ると定められている、同届出がされる前に生じた損害についてYが免責されると定められている、と反論した。すなわち、Yは約款により免責されると主張した。

### 裁判所の判断

#### 1 地方裁判所の判断

地裁は、以下のとおり判示して、Xの請求の一部を認容し、Yに約337万円の支払いを命じた。

証拠及び弁論の全趣旨によれば、Xは平成20年6月16日になって初めてYに対し、保佐開始の審判を受けたことを届け出したものである。

しかし、Yの預金規定の定めは、保佐等開始の審判がなされた者にその旨の届出義務を課した上、これを怠った制限能力者の取消権の行使を事実上不可能とさせるものであるところ、Xのように、精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分であると認められた者に対して上記のような義務を課すこと自体背理といえる上、これを怠った場合の不利益も極めて大きいものであって、このような上記預金規定の定めは、制限能力者を一定の範囲で保護することとした民法の各規定の趣旨に著しく反するものであり、少なくとも制限能力者との関係では、その法的効果を認めることはできないと解すべきである。

よって、上記預金規定の定めを根拠に免責されたとのYの主張は採用できない。

→この判決に対して、Yは控訴した。

### 高等裁判所の判断

高裁は、以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

Xは、平成19年6月7日から平成20年5月20日までの間に本件各払い戻しをした後の平成20年6月16日になって初めて、Yに対し保佐開始の審判を受けたことを届け出た。

上記認定事実に基づき検討するに、銀行の取引の反復性、大量性、さらに金融機関における預金の払い戻しが本件のようにATMによってなされるような場合を考慮すれば、被保佐人が保佐人の同意が無い場合に金融機関から預金の払い戻しを受けられないようにするには、まずは、保佐人において預金通帳や預金カードの管理を十分にすることが求められるほか、一般には、金融機関に審判がされたことを届け出て、ATMによる払い戻しを不可能にするなどの措置を執らない限り、被保佐人の保護が全うされないことが明らかである。

このようなことからすれば、上記免責約款の規定は、被後見人、被保佐人、被補助人の保護と取引の安全の調和を図るための合理的な定めであると解される。そして、上記普通預金規定は、Yと預金取引を行う多数の預金者との間の預金取引に関する、いわば条理を定めたものであって、預金者の知、不知を問わず、拘束力を有するものと解するのが相当である。

そうすると、免責約款は有効であり、Xは、届け出をしない間に行った預金の払い戻しを取り消すことはできず、Xの請求は棄却を免れない。

→この判決に対してXは上告したが、上告棄却及び上告不受理となっている。

今後成年後見等の手続きを利用する人が年々多くなることが予想されますので、今後の預金取引をどのようにすべきか考えさせられる判決でした。

司法書士 高橋弘孝

※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（主に向過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き